

(児童及び保護者用)

しせつ きほんりねん
施設の基本理念

1. 子どもにとってもっともよいことを考えます。
2. 子どもたちの権利を守り、生きる力を育みます。
3. 子どもたちに寄り添い、ともに成長します。
4. 子どもたちに望ましい家庭のあり方を教え、大人になってから子どもをいじめたり、無視したり、放っておいたり、性的な暴力を加えるなどの虐待が繰り返されないようにします。
5. 地域の子どものいるすべての家庭の子育ち、子育てを応援します。



じどうしょぐう きほんほうしん 児童処遇の基本方針

- こども けんり まもります
子どもの権利を守ります。

こども もつ いきる けんり そだつけんり まもられる けんり
子どもの持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、

さんか けんり ほしょう
「参加する権利」を保障します。

- かていてき ふんいき こどもひとり おうじたけあ おこないます
家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりに応じたケアを行います。

ほーむ つくり ふつう かてい おなじ ほーむごと せいかつ
ホームの造りを普通の家庭と同じようにし、ホーム毎の生活としま

す。また、こどもひとりの こせい そんちょう きもち
個性を尊重し、その気持ちを汲み取

けあ つとめ
ったケアに努めます。

- こども はったつ ほしょう じりつ たすけます
子どもの発達を保障し、その自立を助けます。

こども まなぶ やすんだりあそんだり
すべての子どもは学ぶことができ、ゆっくり休んだり遊んだりでき

こども げんき いきて すこやか そだつ つとめ
ます。子どもが元気に生きて、健やかに育つよう努めるとともに、

こども みずから みずから ちから みずから みち きり ひらき じりつ おとな
子ども自らが自らの力で自らの道を切り開き、自立した大人になる

てだすけ
よう手助けします。

- こども きずついた ところやからだを いやします
子どもの傷ついたところやからだを癒します。

こども いやし ば ていきょう たいせつ たいけん
子どもに癒しの場を提供するとともに、大切にされる体験を

つみかさねる おとな しんらいかん じここうていかん たかめます
積み重ねることで、大人への信頼感や自己肯定感を高めます。

- 子どもの親を支え、親とともに子育てを行います。

親や大人には子どもを大切に育てる義務があります。親がその責任

を果たせるよう指導、援助し、虐待が繰り返されないようにすると

ともに、子どもが早く家庭に戻れるよう手助けします。

- 地域における子育てを応援します。

地域におけるすべての子育て家庭を応援するため、ショートステイ

(子どもの一時預かり) やトワイライトステイ (休日、夜間 [21時

頃迄] のみの一時預かり) などの取り組みに努めます。

- 関係機関と協力し、継続的な支援を行います。

学校や児童相談所、児童委員、医療機関など様々な機関と協力

しあって社会全体での子育てに努めます。また、施設から家庭に

戻った子ども、就職などにより卒園した子どものアフターケアと

継続的なフォローに努めます。

- 虐待や貧困の世代間連鎖を防ぎます。

育てられる側の子どもが親となり、子どもを育てる側になったと

き、虐待や貧困が世代を繋いで繰り返されないよう手助けします。